

# 経営者の立場からの基本所得の構想

——ゲッツ・W. ヴェルナー著／渡辺一男訳／小沢修司解題

『ベーシック・インカム—基本所得のある社会へ』を読む

成瀬 龍夫

## 基本所得論のドイツ的背景と本書の影響

本書は、2006年にドイツで出版されたゲッツ・W. ヴェルナー（Götz W. Werner）の『未来への基礎：ベーシック・インカム』（Ein Grund für die Zukunft: Das Grundeinkommen, Stuttgart 2006）の翻訳である。

ヴェルナーは欧州で展開されているドラッグ・ストア「デーエム・ドゥログリー・マルクト」の創業者であり、また2004年からはカールスルーエ大学教授に就任している。ヴェルナーは、2004年ごろから生活マガジン『ア・テンポ』（2004年11号）で無条件の基本所得の導入に賛意を表明したり、『バンク・シュピーゲル』（2006年第1号）での対談において無条件の基本所得に関する自己の構想を紹介したりして、各界の注目を浴びるようになった。近年、ドイツにおいて公の議論として基本所得への関心が急速にひろがっているのは、ヴェルナーによる貢献が大きいためといわれている。

最初に、ドイツで基本所得が関心をもたれている背景について触れておく必要がある。

高率の失業問題に悩んできたドイツでは、2003年に成立した「ハルツ法」によって労働市場改革が推進され、その中核とみなされる2005年からの「ハルツ4」をめぐる評価が重要な社会経済的な争点となってきた。ドイツは、戦後、「社会国家」（「福祉国家」とほぼ同義）の理念を掲げて完全雇用の実現と社会保障の確立を目標としてきたが、慢性的失業が解消されない事態に対して、連立政権であった社会民主党と緑の党は、ハルツ提案にもとづく労働市場改革に着手した。それは、失業者半減を目標とし、失業者の就労促進のために規制緩和を推進しようとするものであった。とくにその第4段階である「ハルツ4」は、長期失業者向けの失業給付金を削減し、社会保障の見返りに勤労奉仕や職業訓練などワークフェア型の制度を強化した。失業手当という生活のための所得保障の制度が就労との強い関連下におかれるようになった。しかしながら、これらの改革は社会保障の後退もしくは変質という印象をもたらすこととなり、同時に、こうした措置によって果たして慢性的な失業問題が克服されて完全雇用が実現されるのか、そもそも完全雇用というのはもはや破綻した幻想ではないのかという疑問が浮上してきた。

実は、ドイツにおいては、1980年代に社会民主党のペーター・グロッツが「3分の2社会」論を唱えていた。グロッツは、現代経済の生産性向上と雇用機会減少のジレンマを指摘し、生産性向上が続くドイツ社会で雇用を保障されるのは人口の3分の2にとどまり、3分の1は慢性的な失業者とならざるをえないとして、「完全雇用」幻想の破綻を訴えていた。この提起は、第二次世界大戦

後の福祉国家の社会保障が完全雇用を前提としていることへの根本的な疑問の提起でもあったが、当時はまったくの少数派意見にとどまった。本書の中でヴェルナー自身もグロツツに触れているので、ヴェルナーには相当早い時期からこの現代経済の生産性向上と雇用機会減少のジレンマという命題が念頭にあったと思われる。ヴェルナーにとって、「ハルツ4」の労働市場改革は、あくまで伝統的な完全雇用を前提とした社会保障という発想にとらわれており、生産性向上と雇用機会減少のジレンマを解消することからいえば対症療法的方法であって、なんら根本療法ではないと感じられるものであった。そこで、まず第1に生産性向上の利益を消費者である全国民に享受させること、その前提として雇用保障に関係しない国民的な所得保障の新たな方法、すなわち全国民に対してベーシック・インカム（「基本所得」）を保障すること、という構想が描かれるようになったといっ

よい。  
ヴェルナーの基本所得に関する論点は、次に詳しく見ることとして、ヴェルナーへの注目すべき点としてまず以下の点をあげておきたい。

第1に、基本所得論はヨーロッパにおいては福祉国家の行き詰まりが認識されるようになった1980年代から、福祉国家への代替構想として語られるようになったが、どちらかといえば、研究者のアカデミックな議論や一部の政党のレベルにとどまっていた。それに対して、ヴェルナーの基本所得導入論は、ヨーロッパ規模で成功を収めた大企業経営者からの積極的な賛成論であった。それゆえに、ドイツ国内で広範囲な反響を引き起こし、経営者層にもこの問題への関心を持たせるきっかけとなっている、

第2に、ヴェルナーの基本所得論は、部分的限定的な導入論でなく、「無条件の基本所得」の導入論であることである。社会保障には、労働を前提として保険に加入し事故がある場合に所得を給付する社会保険（社会保障は社会保険を中核としているので「ワークフェア型」いわれるゆえである）と、公的扶助のように労働を前提とせずもっぱら非労働力層を対象とする所得保障の制度が混在する。基本所得導入論の中でも、後者の方法を部分的あるいは限定的に拡大していけばよいというのが「条件付の基本所得」論である。他方、「無条件の基本所得」論は、現在まで社会保険の領域とされてきたものも含めて労働とのかかわりなしに市民の権利として生活のための基本所得を全国民に保障しようとするものである。しかしながら、こうした考えに立脚するためには、「労働」や「所得」といった産業資本主義の基本観念の根本転換を認める経済哲学や社会哲学が必要となる。ヴェルナーは、そうしたことを、一番語りにくい企業経営者の地位にありながら、彼なりの社会経済哲学を展開しているがゆえに、今日の基本所得論の有力な説得者の1人になっているといっ

### ヴェルナーの基本所得構想の特徴

ヴェルナーは、本書の冒頭で次のように述べている。

「私たちの社会は、1人でも多くの市民を社会的セーフティネットから排除しなければならないほど貧しいのだろうか？ 生産性はつねに上昇しているにもかかわらず、私たちはもはやそれに気づかなくなっているのだ。高い税金と社会保険料が課される稼働労働システムによって、企業は労働が高価になりすぎている。そのために、企業は合理化に努め、職場を国外に移す。失業したもの

は失業保険などによって一定の収入を得るが、その財源となるのは、税金と社会保険料（雇用者と被雇用者による分担）である。そうするとみんなが損をするのである——各人が手にする所得と社会的給付はますます少なくなる。

しかしながら、無条件のベーシック・インカムでは、現在の社会保障システムがすべて統合されるから、このような現実を変えることができる。そうなれば、誰もが、生存の心配から解放されて自由な市民として活動し、同時に自分自身にとって有意義と思われる仕事をするすることができる。互酬としての労働が、社会的保障のもとで、尊厳をもって自身の選択によって実現される。」（11ページ）

ヴェルナーの基本的な論旨は次のようになろう。

今日では、生産性向上によって国民がゆたかな消費生活を営むことができるだけの財・サービスが生産されている。これをすべての国民に現実のものとするためには基本的な消費財源を基本所得として全国民に保障することである。消費財源の確保を労働による稼得に任せておけば、慢性的に存在する失業者は満足な消費財源を持たず、企業は高価な労働と高い税負担に苦しみ、結局は職場を外国に移さざるをえない。国全体では、消費不足と財・サービスの生産過多が発生する。しかしながら、基本所得を導入すれば、国民は生存のために余儀なくされる労働から解放され、労働は自分自身のために選択するものとなる。オートメーションによる生産性の向上はもはや失業の発生を意味しなくなる。

ヴェルナーが、基本所得をまかなう財源として最適と考えるのは消費税である。

「その利点は、消費の少ない者の税金は少なく、消費が多ければ多いほど多額の税金を支払うことにある。市民はもはや所得申告をする必要はまったくない。課税されるのは、消費に対してだけである。課税は競争中立的になり、資本は国内に流れ込むから、経済立地としてのドイツの地位は強化され、国内雇用は確保される。」（12ページ）

ヴェルナーの描く基本所得の導入は、具体的には以下のようなようになろう。

- ① 基本所得に充当される財源は消費税とする。
- ② 消費税以外の税は最終的に全廃する。法人税が廃止されるので、これまで法人税を課せられていた生産物の価格ははるかに安くなる。
- ③ 消費税を段階的に引き上げるのと並行して法人税を引き下げる。
- ④ 所得税を軽減し、消費税を加重し、徐々に基本所得を導入する。
- ⑤ 国家は、年金や失業手当、健康保険、児童手当、住宅手当などの社会的給付およびその他の補助金を廃止する。
- ⑥ 賃金と給与の一部は基本所得によって置き換えられる。実質的な手取り額は下がるが、基本所得によって補填されるので各人の購買力は維持される。
- ⑦ 長いプロセスが必要となるので、完全な新体制に移行するには15、20年かかる。

ヴェルナーが、基本所得の財源として消費税を評価するのは、上にあげた税制としての総合的な利点があるからだが、それ以外に彼が強調するのは、社会的な貢献とみなすべき価値創造である生産には課税すべきでないという点である。

「税というものはそもそも社会的な貢献に対して課税されるのではなく、社会的な価値創造を消費することに対して累進的に課されるべきものでしょう」「消費にのみ課税して、貢献〔価値創造

たる生産] に対しては非課税にするのです。」(39ページ)

こうした視点から、彼は、環境税は消費時点ではなく生産時点で徴税されるとして、基本所得の財源とするには反対である。

それでは、ヴェルナーは、基本所得の支給額と消費税の水準についてどのように考えているのであろうか。ヴェルナーによれば、それは共同体が責任を持って決定すべきであるが、ひとまずドイツ市民1人に1500ユーロ(1ユーロ150円換算で20万円強)の支給を仮定している。市民に一律にではなく年齢によって段階を設けるとされ、最高支給額は35歳から50歳の間となり、その後は再び減額される。18歳未満の未成年者については、親権者が代わって受給し、適宜用立てる。市民がそれ以上の収入を得たいならば、自由に仕事と職場を選んで追加的に働くことができる。他方、消費税率は45から50パーセントになるという。彼は、スカンディナヴィア諸国の一部では付加価値税がすでに25パーセントに達しようとしており、それでもドイツよりもうまくいっていることに注意を喚起している。

### ヴェルナーの構想の性格

さて、ヴェルナーは、彼の構想やその基礎にある経済社会観に投げかけられた問いあるいは批判に対して明快な説明を行っている。そこには、一般の研究者の思考に見られない経営者もしくは経済人ならではの問いのユニークさが感じられる。彼は、カールスルーエ大学の就任講義で、企業家について、「何をもって私は社会に奉仕できるのか」が問われなければならないとして、企業の現代社会での存在意義を強調している。そして、現在、企業家が考えなければならないことは、財・サービスを生産している企業の高い生産性と財・サービスを購入し消費する人々の収入の確保とを両立させることであり、経済の生産性の上昇が失業を生み出すというジレンマを抜け出すには所得と労働の結びつきを切り離すしかないと断言する。ドイツの経済危機を抜け出すために「ハルツ4」は必要不可欠な政策ではないかという問いに対して、失業者の多いことはただちに経済危機を意味せず、自分たちが陥っているのはむしろ思考危機であるとし、労働をマニャック視せず、無条件の基本所得の保障を市民の権利として確立すべきであると論じている。また、個人も法人も所得に課税されず賃金の引き下げがなされるヴェルナーのモデルは「完璧な企業家天国」ではないかという嫌味の意見に対しては、企業家は税負担をそっくり価格に上乗せしているので、基本所得の導入は企業の利益以上に被用者の利益となることを指摘している。さらにまた、強制される労働からの解放という発想については、カール・マルクスの労働廃棄論と似ているとの指摘に関して、あえて否定せず、基本所得の導入によって「人間は、働かなければならないから働くのではなく、働きたいから働くようになるのです—これは、社会における労働・福祉環境をラディカルに一新するでしょう」(65ページ)と述べている。

では、いかに社会における労働・福祉環境がラディカルに一新されるのか。

これによって、第1に、現在の社会福祉システムから生じるあらゆるスティグマが消滅することである。第2に、家族全員に基本所得が保障されるので、両親は、家庭に居て子育てに専念するか、子どもを育児施設に預けて就労するかを自由に決めることができる。第3に、若者もまた基本所得を保障されるので、自らの経済基盤の上でもっとも自分の欲する教育の機会を享受できるようにな

る。第4に、企業等の組織の従業員は、自由意志で入職し、労働条件や労働時間を自由に雇用主と協議することができる。ただし、ヴェルナーは、こうした自由には責任を伴うこと、各人は自由のチャンスを理性的に利用すること、互いに市民共通の福利を追求するために結ばれていることを信頼しなければならない、と指摘している。本書のタイトルは、「未来への基礎」となっているが、無条件の基本所得の導入は、家族、職業選択、就労の条件、教育の機会などを自由なものとし、未来社会はこうした市民の新しい自由と責任に支えられた共同体として形成され、強化されていくものとして展望されている。

ヴェルナーのモデルは、一方で法人税や賃金・社会保障費負担の大幅な節約が可能となり、他方で消費財市場が安定的に確保され、企業利潤の社会的還元が求められることもないので、彼が企業経営者、それも商業資本家であることを考えると、先に触れたような「完璧な企業家天国」という辛口の批判がなされてもおかしくはない。しかし、この点だけ見るのは、彼も反論しているようにいささか近視眼的であろう。基本所得の導入が理想的になされ、市民がさまざまな生活の貧困と労働への緊縛から解放され、自らの生活を自らの責任で設計することができる自由が確実に拡大していくとするならば、その際には、国民大多数が中心的な受益者となるのは間違いないからである。

### 基本所得をめぐるいくつかの問題

基本所得に関する構想は、いまや理念論から財源論まで幅広く語られるようになってきている。しかしながら、そこには基本的な争点といったものがいくつか見出される。以下ではクールになって、財源論をめぐる相違、所得保障で解決できない問題、基本所得による保障と社会保障との比較という3つにしばって問題点をコメントしておきたい。

まず第1は、基本所得の財源を何に求めるかという問題である。いかなるアイデアもフィージビリティ（実現・実行の可能性）がなければ単なるユートピアに過ぎないが、基本所得の構想では、この点がまさに決定的である。これまで所得税、環境税、消費税などが基本所得の財源にあげられている。税負担の公平性、税源の安定性、物価や投資、貿易活動など国民経済に与える影響が重要な論点となるが、従来の社会保障給付の総額をはるかにうまわる巨額の社会的給付を担い、しかも法人税の廃止等、一国の税制全体の大規模な編成替えが課題となってくる。そもそも各国の税制に大きな違いがあり、研究者のアプローチも自国の税制とその改革の可能性から出発せざるをえない。現在のところ、議論の国際的な取れんなどはとても早急には期待できない。この点で、ヴェルナーの、価値創造への課税でなく、創造された価値の消費への課税という視点からの消費税財源論は、それなりの国民経済上の合理性と課税原理上の新しい視点を有しており、消費税制が普及してきたヨーロッパ圏では関心と呼ぶものといつてよいであろう。

第2は、現在のところ、基本所得構想は所得保障で国民の生活保障を行うシステムを基本としているが、所得保障ではカバーできず、社会的な現物サービスでマネジメントされるべき生活リスクの広大な分野が存在する。保育サービス、教育サービス、高齢者・障害者への介護サービス・施設、病院などの保健サービスといった分野である。今のところ、基本所得構想では、保育や医療、介護といったサービスをどう扱うのかという点が十分解明されていない。ヴェルナーも、本書においてこうした分野には言及していない。社会サービスについて、既存の医療社会保険制度などをそのま

ま利用するというのであれば、基本所得論者の批判する労働と所得の関係が保険料の負担を通じて残ることになり、原理的な不徹底さが否めない。全国民対象の無料サービスのシステムを構想することは可能であるにしても、これまた巨額の公的財政負担を伴う社会サービスの供給体制の問題を同時に解決していかなければならない。

第3は、基本所得構想はこれまでの社会保障制度の解体を提起している。しかしながら社会保障制度はそんなに簡単に捨てられるものであろうか。また、生活リスクに対するマネジメントの視点から、基本所得が社会保障よりもいっそう優れたシステムであるといえるであろうか。社会保障は、生活リスクに対するマネジメントとして、「揺りかごから墓場まで」といわれるように総合的体系的なシステムである。出生から、乳幼児、学校教育の段階、就職、定年退職、老後期、そして死亡に至るまでライフサイクルの諸段階に応じて、親の扶養下にあるときは「被扶養者」として各種の社会保険の適用を受け、就職して自活するようになると失業保険や医療保険、年金保険などの「被保険者=本人」となる。働けなくなり、収入が途絶えると年金や医療保険給付が生活の支えとなる。このように、ライフサイクルの諸段階に発生するニーズやリスクに対して個人単位および家族単位で個別的に所得保障やサービス保障を行おうとするものであるから、社会保障は総合的体系的にならざるをえない。そのことは、ニーズやリスクの種類、原因をきめ細かく把握して対処するという社会保障の長所であるといってよい。しかし、その結果きわめて複雑なシステムとなり、現実にはニーズが画一的硬直的に処理され、あるいは労働や他の所得との関係を給付条件とするといった制約もあるのが短所である。

これに対して基本所得構想においては、ライフサイクルにおいて予想されるニーズやリスクをとくに考慮せず、個人は、給付される基本所得で自分のニーズの充足やリスク・マネジメントを図ることになる。国家は、基本所得の給付と財源確保の業務のみを負担すればよいので、システムがきわめてシンプルで効率的になることは疑いない。しかし、果たして、こうした方法がリスク・マネジメントといえるのかどうかといえば、かなり危惧される問題が多い。仮に、日常の衣食住は基本所得でまかなえとしても、先にのべた子育てや学校・大学、老後の介護、病気の治療といったサービス分野でのリスクは、出費が大きく個人負担の差も大きい。もちろん、基本所得の支給額は、「揺りかごから墓場まで」年齢や家族のライフサイクルを考慮しておおまかに決められることになろうが、リスクへの対応は原則自由、かつ自己責任である。個人や家族が重要なリスクを背負っている場合は、平均的基準の支給額では到底対応できない生活困難の事態が多数生まれるであろう。

### 初めて基本所得に関心をもった人へ

わが国で基本所得に関する議論が始まったのは比較的最近であり、しかもまだ研究者のレベルにとどまっている。したがって、初めてこの問題に関心をもつ人も少なくないであろう。そうした人に対して、私は、本書とともに、本書に収録されている小沢修司の解題を読むことを薦める。小沢解題は、本書について「ヴェルナーらがベーシック・インカムを導入によってどのような未来社会が広がるかを楽しく、そして確信を持って語っていることは大いに励まされることとなった。生活のために否応なく働かなくてはならないという強制から労働の苦悩の源泉を取り除き、人間的喜びと尊厳に満ちた労働を人間に取り戻そうという主張は、多くの人の共感を得ることになろう」(210

ページ)と述べている。筆者もこの点に同感である。本書には単なる経営者の発想を超え、生産性向上と雇用機会の減少のジレンマを克服しようとする基本的処方箋を探りながら、そこから未来社会に向かってゆたかな社会の経済システムがどうあるべきか展望しようとするそれなりの哲学が語られているといつてよい。

小沢自身は、その著『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平—』(高菅出版、2002年)において、ヨーロッパにおいて展開されている基本所得構想の議論を紹介するとともに、日本社会における無条件導入の必要性や所得税をベースとする具体的な財源論に踏み込んで、その導入可能性を積極的に探求している。同書のわが国における基本所得の研究と議論に対する刺激は大きい。本書の読者が、この問題へのさらなる専門的研究を希求するならば、小沢の書と合わせて読むことも薦めたい。

(ゲッツ・W. ヴェルナー著/渡辺一男訳/小沢修司解題『ベーシック・インカム—基本所得のある社会へ』現代書館、2007年11月、220頁、定価2000円+税)

(なるせ・たつお 滋賀大学学長)

●世界的規模で展開される寡占の大競争段階下の労働編成  
木村保茂・藤澤建二・永田萬享・上原慎一著 A5判・三二〇頁・五四六〇円(税込)

**鉄鋼業の労働編成と能力開発**

成熟段階に入った我国鉄鋼業の日本の労働編成、能力開発の特徴と到達点を製鉄所の  
リストラ：合理化との関わりで説明  
序章 研究の目的と調査の課題  
1章 鉄鋼業の合理化と労使関係  
2章 本工の労働と能力開発  
3章 保全工の労働と能力開発  
4章 人事・処遇制度の再編成と能力主義の強化  
5章 社外企業における労働編成と労働の特徴  
上原慎一 藤澤建二 永田萬享 木村保茂 木村保茂

●全社会的福祉のなかの介護福祉と居住福祉  
嶺学編著 A5判・三三〇頁・四四二〇円(税込)

**高齢者の住まいとケア**——自立した生活、その支援と住環境  
〈安心ハウス構想〉〈ケア・リビング〉など高齢期の生活基盤である住まいとケアについて  
制度や実態を分析し課題を採る。  
ユーカー外国人の活動と行政を主とした地域社会の対応  
神奈川大学人文学研究所編(研究叢書)24 A5判・二六〇頁・四八三〇円(税込)

**在日外国人と日本社会のグローバル化**  
フジテレビ 在日コリアン、在日中国人、日系ブラジル人など、在日外国人の出身国社会や、  
横浜地域での仕事と生活の実態を分析  
●中国のコーポラティズムと労働組合  
石井知章著 A5判・五〇四頁・八一九〇円(税込)

**中国社会主义国家と労働組合**——中国型協商体制の形成過程  
労働組合(工会)を媒介しつつ政治協商体制をとりまく政治構造の全体像を国家と社会との関係論として初めて描き出す。  
●中国：深圳大学経済特区研究センターとの共同プロジェクト  
熊本学園大学附属海外事情研究所編 A5判・三七〇頁・六九三〇円(税込)

**日中両国の政治・社会・経済的諸課題**  
両国政府の地方行政、産業構造、金融制度改革、会計制度改革、高齢者介護、地域福祉、社会  
保険制度、医療保険制度などを実態分析  
●パート労働者の組織拡大の取り組みなどその成果を検証!!  
鈴木 玲・早川征一郎編著 A5判・三三三頁・四四一〇円(税込)

**労働組合の組織拡大戦略**  
組合員の減少を食い止めるための戦略を検証。兵頭淳史・山垣真浩 浅見和彦・松尾孝一  
長谷川義和 斎藤力 長崎登記夫 内藤個人執筆  
●二〇〇七年度 経済統計学会研究奨励賞受賞  
水野谷武志著 A5判・三六〇頁・五四六〇円(税込)

**雇用労働者の労働時間と生活時間**——国際比較統計と  
シンタターの視角から  
仕事と生活のバランスを保ちつつ男女が共同参画できる社会をどう実現するか、時間の側  
面から労働と生活を総合的に捉える男女口統計的分析。

御茶の水書房 〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 Tel.03-5684-0751  
ホームページ <http://www.ochanomizushobo.co.jp/>

69